

パテント部会 3月定例会のご案内

主催

一般社団法人静岡県発明協会
産業財産権関連実務研究部会

産業財産権関連実務研究部会(通称:パテント部会)の第327回定例会を下記のとおり開催いたします。新型コロナウイルスの感染状況に応じて、WEB開催または中止にする可能性もあります。また、静岡市保健所からの要請に基づき、参加者に新型コロナ感染が確認された場合に備え、参加者名簿(連絡先が記載されたもの)を静岡市産学交流センターに提出いたします。あらかじめご了承ください。

記

日時	令和3年 3月17日(水) 13:30~16:30	
場所	静岡市産学交流センター (B-nest) 静岡市葵区御幸町3-2-1 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム	
募集人員	25名 先着順(定員になり次第締切)	
内容	<p>「①80年代以降の特許法改正について」 1980年代以降の特許法改正の内容とその背景、効果</p> <p>「②ミャンマーにおける知財法整備の現状と課題」 日本による知財関連法整備のフォローについて</p> <p>講師：明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 教授 熊谷 健一 氏</p> <p>知財業界ではなじみの深い『特許法概説』(有斐閣)、『改正特許法』(有斐閣)の著者であります熊谷先生によるご講演です。</p> <p>1980年代から特許法、実用新案法など多くの知財関連法が頻りに改正されて参りましたが、講師は特許庁在籍時にこれら知的財産法に関する立法(改正)作業に従事しておられました。そこで特許法の改正を中心に、その背景と主な改正内容及びその改正が波及させた効果などを解説いただきます。そして、講師は特許庁在籍時より国際交渉にも参画されておられます。現在、実務も経験した研究者の立場で参画されているミャンマーの知財関連法整備の現状と課題などについてご解説いただきます。</p>	
参加費	会員は年会費に含まれています。非会員は年度内の初回は無料、2回目以降3,000円/回	
申込期限	令和3年3月12日(金) 必着	
お問合せ お申込み	一般社団法人静岡県発明協会 産業財産権関連実務研究部会 (パテント部会) TEL: 054-254-7575 FAX: 054-254-7663 E-Mail: support@shizuoka-ipc.gr.jp ホームページ: http://shizuoka-ipc.gr.jp/patent/ ←こちらからもお申込みいただけます ◎お申込みに対する受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場にお越しください。	

FAX:054-254-7663 一般社団法人静岡県発明協会 事務局行き

パテント部会定例会

参加申込み

※○をつけてください

参加者氏名	静岡県発明協会		会員・非会員
会社・部課名			
住所	〒		
電話番号	FAX番号		
E-mail			

※ 本部会申込みにご提供いただいた個人情報は、当協会の各種事業へのご案内以外には使用いたしません。

***** パテント部会の新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて *****

- * * * 研修会場内でのマスク着用をお願いします。 * * *
- * * * 研修会場への入場の際は手指の消毒(会場に準備)をお願いします。 * * *
- * * * 発熱症状(目安37.5度)など体調がすぐれない方は参加をお控え願います。 * *
- * * * 研修会の定員数を調整しソーシャルディスタンスを確保します。 * * *
- * * * 研修会場では案内に従って決められた席での受講をお願いします。 * * *